



平成 19 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 澁 澤 倉 庫 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 犬 塚 静 衛
(コード番号 9304 東証 第1部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 長
川 上 芳 夫
(電話 03-3660-4041)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 19 年 3 月 30 日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定しましたので、お知らせいたします。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

(1) 当社の企業理念および事業

当社は、物流事業と不動産事業を営業の柱とし、「伝統と革新の融和の上に立ち、チャレンジ、クリエイト、コオペレイトの精神をモットーに、有形・無形のサービスを広く社会に提供することにより、日本および世界経済の発展に貢献しつつ、株主に報いながら、お客様、協力会社との共存共栄を実現するとともに、従業員一人ひとりが充実した自己実現をはかり得る企業風土を醸成する。」ことを企業理念に掲げ、社会との共存をはかりつつ企業価値の向上に努めてまいりました。また、当社は、「お客様第一」、「現場第一」、「安全第一」を基本方針とし、ニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供することにより、株主の皆様はもとより、従業員、お客様および社会から価値ある企業としての評価と信頼を確保したいと考えております。

(2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデル、物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、健全な財務体質、専門性を有する人材の育成と確保、取引先との信頼関係、および創業以来の企業文化等にありま。

まず、当社は、長年にわたり培ってきたノウハウを生かし、物流事業においては、陸・海・空にわたる総合力を駆使し、お客様の物流改革を支援するとともに、収益基盤の強化策として、利益重視の業務構成へのシフトと現業コスト削減により物流効率化を進めてまいりました。また、不動産事業においては、当社および当社グループ会社の保有資産の有効活用策として、資産の付加価値の増大、周辺業務の拡充等をはかり、安定した収益を得ております。当社としては、このような物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデルに基づき、物流事業において保有している低稼働の不動産を不動産事業において有効活用する等のシナジーを享受するとともに、安定的かつ持続的な経営を実現するよう努めております。

また、当社が中期経営計画に基づき営業活動を積極的に進め、業務拡大に取り組むためには、物流の効率化や収益機会の拡大を可能にする大型物流拠点の整備とお客様の新たなニーズに対応できる新規拠点の開設を計画的に行っていく必要があります。そして、効率の低下した物流施設を不動産事業の施設として再開発し、付加価値の高い資産に転換していくなど中長期的な視点に立った事業運営が求められております。これらの設備投資に対応していくためには、健全な財務体質を維持する必要もあります。

更に、このような事業の効率化を推進するためには、これを実現する専門性、経験、ノウハウ等を有する人材が必要不可欠であるところ、当社はこのような人材を中長期的に育成し、確保してきております。

加えて、当社は、創業以来、共存共栄をモットーとして、お客様や取引先と堅固なパートナーシップを築き、信頼関係を醸成してまいりました。この長期にわたる継続的な信頼関係は、物流事業および不動産事業双方における安定的な業務拡大・発展の基礎となっております。

当社は、明治30年の創業以来、創業者である澁澤榮一の「世を益し人を利する」という企業文化に基づいて社会とともに発展し、社会からの高い評価と信頼を得てまいりました。当社が、上記の諸施策を実現していくためには、かかる企業文化を基礎とし、これを誇りに思い、事業拡大に情熱を傾ける従業員の力を結集することが極めて重要であります。

当社は、これら当社の企業価値の源泉に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(3) 中期経営計画

当社は企業価値の最大化を実現するため、創業110周年を迎える2006年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「SUCCESS 2008」をスタートさせております。

物流事業戦略としては、陸上運送業務の質的転換により採算性向上をはかる、

大型物流センターの整備により、お客様の多様なニーズに対応する、拠点の集約と再配置によるコスト削減、物流センターを核としたサービス体制の構築と物流一括受託業務の拡大、国際 3PL サービスの展開を掲げております。また、不動産事業戦略としては、時価ベースによる付加価値の有無を判断基準とする再開発対象資産の選別、再開発計画の策定、テナントの満足度向上とコスト削減、ビル管理サービス業務の育成を掲げております。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって導入されるものです。

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が、ニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデル、物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、健全な財務体質、専門性を有する人材の育成と確保、取引先との信頼関係、および創業以来の企業文化等が必要不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保証されなければなりません。これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑制するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、平成19年6月開催予定の定時株主総会（以下「次回定時株主総会」といいます。）までの暫定的措置として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、平成18年9月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「大株主の状況」のとおりです。また、現時点において当社は、買収の具体的な提案を受けておりません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役3名により構成され、その委員の氏名および略歴は別紙2のとおりです（導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等については別紙1ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の または に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実施に先立ち、当社に対して、下記の から に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験およびその結果等を含みます。）

買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

買付等の後における当社の従業員、取引先、お客様その他当社に係る利害関係者に対する対応方針

その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

⁸ 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、独立委員会検討期間満了前であっても、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（ただし、下記(d) に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。)について、決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当ての中止、または(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の

無償割当てを実施することが相当でないとは判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記 前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで（独立委員会検討期間を含みます。）買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社および当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - 当社および当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、お客様、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、お客様、

取引先等との関係または当社および当社グループの企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式⁹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式および本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者¹⁰、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹¹、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、()上記()ないし()に該当する者の関連者¹²(以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

¹⁰ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹¹ 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。) またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの更新手続

本プランについては、以下のとおり、次回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、3年間更新することを予定しております。

会社法第 278 条第 3 項但書の規定に基づき、当社定款第 10 条に「新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設するとの内容を含む定款変更議案を、次回株主総会に付議する予定です。なお、本プラン更新のための定款の一部変更議案の詳細は、後日開示する予定です。

による変更後の当社定款第 10 条の規定に基づき、次回定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任して頂きます。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの当初の有効期間は、次回定時株主総会終結の時までとします。なお、当該定時株主総会において、上記(5)「本プランの更新手続」に記載したとおり、本プランの更新について株主の皆様のご承認をいただくことを予定しております。株主の

皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、次回定時株主総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、上記2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、次回定時株主総

会までの間の暫定措置として導入されるものです。このことから、本プランの当初の有効期限は次回定時株主総会の終結時までと設定されており、次回定時株主総会において、定款の定めに基づく本プランに係る委任決議がなされることにより、本プランは更に3年間更新されることとなります。

また、上記3.(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入および廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、当初の独立委員会は、当社経営陣からの独立性が高い当社社外監査役に該当する委員3名により構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件、決議事項等については別紙1ご参照。当初の独立委員会の委員は別紙2ご参照。）

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)(d)「独立委員会による勧告等の手続」および3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3.(6)の「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手

続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえで、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込

取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき、1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の当初の任期は、次回定時株主総会の終結の時までとし、次回定時株主総会において、本プランが更新された場合には、独立委員会委員の任期も、次回定時総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長されるものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

買付者等の買付等の内容の精査・検討

買付者等との交渉・協議

当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

独立委員会検討期間の延長の決定

本プランの修正または変更の承認

本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

加嶋昭男（かしま あきお）

【略 歴】

昭和 3 年生
昭和 32 年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）（現任）
昭和 60 年 3 月 株式会社ブリヂストン監査役
平成 12 年 6 月 当社監査役（現任）
平成 16 年 3 月 株式会社ブリヂストン監査役退任
平成 16 年 6 月 チッソ株式会社監査役（現任）

須田光邦（すだ みつくに）

【略 歴】

昭和 18 年生
昭和 41 年 4 月 株式会社第一銀行入行
平成 6 年 6 月 株式会社第一勧業銀行取締役営業第二部長
平成 8 年 4 月 同行常務取締役
平成 10 年 6 月 同行取締役退任
平成 12 年 6 月 株式会社ユウシュウコープ代表取締役社長
平成 15 年 6 月 当社監査役（現任）
平成 18 年 6 月 株式会社ユウシュウコープ特別顧問（現任）

庄籠一允（しょうごもり ひとみつ）

【略 歴】

昭和 14 年生
昭和 34 年 4 月 熊本国税局入局
平成 9 年 7 月 東京国税局調査第四部長
平成 10 年 7 月 東京国税局退局
平成 10 年 8 月 税理士開業（現任）
平成 13 年 6 月 株式会社アドヴァン監査役（現任）
平成 16 年 6 月 当社監査役（現任）

加嶋昭男氏、須田光邦氏および庄籠一允氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

平成 18 年 9 月 30 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです(千株未満切捨て)。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率
東京海上日動火災保険株式会社	千株 6,340	% 8.4
みずほ信託退職給付信託みずほコーポレート 銀行口再信託受託者資産管理サービス信託	3,748	4.9
野村信託銀行株式会社(信託口)	2,370	3.1
清水建設株式会社	2,349	3.1
学校法人帝京大学	2,075	2.7
中央不動産株式会社	2,058	2.7
株式会社埼玉りそな銀行	2,000	2.6
日本ゼオン株式会社	1,670	2.2
日本興亜損害保険株式会社	1,613	2.1
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	1,605	2.1

(注) 上記のほか、当社が自己株式 34,267 株を保有しております。